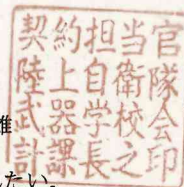


公 告

契約担当官  
陸上自衛隊武器学校  
会計課長 鳥倉 文雄



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4KU91FR00780		4KU21AD0001 0001				6-4	
品名 または 件名							
厨房器材の据付撤去							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
武校				武器学校管理課糧食班			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
武器学校管理課糧食班				令和6年11月29日 (金)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

武器学校総務部会計課

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年11月6日 (水) 11時00分 武器学校 入札室 (本部庁舎 1 F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない理由を、該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施工規則(平成18年法務省令第12条)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については更正会社又は再生手続中の会社である場合

は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号においても同じ。）が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省として、原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。（但し、市場価格方式による場合は除く。）

## 8 入札の方法

(1) 競争は消費税抜きの価格相当額で行うので、入札書には見積もりした金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

(2) 郵便入札は「可」とする。

作成した入札書を小封筒に入れ、小封筒表に会社名、入札日、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記して封印したもの、資格審査結果通知書の写しを外封筒に入れ、外封筒にも、入札日、件名を記載し、郵便書留等にて入札日の前日15時00分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。

(3) 1回目の入札において郵便入札があり、落札しない場合の再度入札は、官側が指定する日時において実施するものとする。

## 9 落札決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(2) 契約金額は落札者の入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とする。尚、その金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。

## 10 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 11 入札の無効

(1) 第2項の参加資格のない者のした入札又は、入札条件に違反した入札

(2) 「入札及び契約心得」第3章第6項に規定する暴力団排除の推進に関する誓約をしない場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(3) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札

(4) 代理人で入札する場合、委任状が未提出の入札

## 12 契約書等の作成

(1) 落札業者は落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書に示す契約書等を作成するものとする。

(2) 本契約については、駐屯地用標準契約書役務請負契約条項を適用する。

(3) 特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

## 13 その他

(1) 入札及び契約心得について承諾のうえ参加するものとする。

(2) 入札前に必ず令和4・5・6年度「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）」を提出又は、FAXにて送付するものとする。

(3) 入札において代理人が入札する場合は、委任状を提出するものとする。

(4) 新型コロナウイルス感染対策には十分配慮しているが、対策に万全を期すため郵便入札のさらなる推進及び入札室への入室開始を入札の10分前からとする。なお入札当日、風邪等症状のある方の入札への参加をご遠慮いただく場合があるので、承知されたい。

(5) 市場価格調査の提出期限 令和6年11月1日（金）12時00分

## 14 問い合わせ先

入札に関する事項

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1

陸上自衛隊 武器学校 総務部 会計課（担当：鳥倉 内線270）

電話：029-887-1171

FAX：029-887-1332

e-mail: fin-admin-ordsh@inet.gsdf.mod.go.jp

（共用メールのためお急ぎの際は、電話連絡してください。）

仕様書に関する問い合わせ

陸上自衛隊 武器学校 総務部 管理課 糧食班（担当：菅野 内線256）

陸上自衛隊 武器学校 仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	6-4
厨房器材の据付撤去	作成年月日	令和6年10月10日
	作成者氏名	菅野 琢也
	作成部隊等	総務部管理課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校において使用する「連続式揚物機、1号及びコンベクションオープンスチーム機能付、1号ガス式（20段）据付撤去」役務について規定する。

### 1.2 引用文書

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## 2 役務に関する要求

### 2.1 役務実施場所

茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1 土浦駐屯地武器学校 食堂厨房内及び撤去器材集積場所

### 2.2 厨房器材の撤去

#### 2.2.1 撤去器材

撤去器材は、表1による。

表1-撤去器材

品名	単位	数量
連続式揚物機、1号	式	1
コンベクションオープンスチーム機能付、1号、ガス式（20段）	式	1

#### 2.2.2 撤去器材・集積場所

撤去器材場所は図1より、集積場所は図2による。

#### 2.2.3 撤去要領

撤去は要領等の基準は、次によるものとする。

- a) 撤去器材は、すべて駐屯地内の集積場所に運搬・搬入を行なうものとする。
- b) 運搬経路及び搬入場所は監督官の指示によるものとする。

## 2.3 厨房器材の据付

### 2.3.1 据付器材

据付器材は、表2による。

表2－据付器材

品名	単位	数量
連続式揚物機、1号	1	1
コンベクションオープンスチーム機能付、1号、ガス式（20段）	1	1

### 2.3.2 据付場所

据付場所は、図2による。

### 2.3.3 据付要領

据付に関する技術的な諸調整は、契約の相手方の責任において実施する。

## 2.4 使用材料

据付に必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

## 3 品質保証

### 3.1 機能試験

契約の相手方は、据付け後、官側立会の下に機能試験を実施し、正常な作動状況であることを確認する。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める、監督・検査実施要領による。

### 3.3 品質保証期間

据付に伴う品質保証期間は、完成検査合格の日から、1年間とする。

## 4 保全

保全については、次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合、駐屯地内での行動（出入門手続き・火気取扱い・作業用通路など）は、当該駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず当該駐屯地以外への立入りを必要とする場合には、契約担当者官等に申し出るものとする。
- c) 契約の相手方は本契約の履行にあたり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。又、本契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、役務実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

## 5 安全管理

安全管理については、必要に応じて保安灯などの危険防止のための処理を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注を喚起するものとする。又、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとする。

## 6 仕様書及び役務に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は契約担当者等に申し出てその指示を受けるものとし、役務の細部については疑義を生じた場合は、監督官の指示を受けるものとする。

## 7 その他

その他、次による。

- a) 役務履行で発生した梱包材、産業廃棄物は、官側へ返納するものを除き契約の相手方において処分するものとする。
- b) 本役務に際し、駐屯地内の施設などに損傷を与えないように充分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに契約担当者等に報告するとともに契約の相手方の負担において原形に復旧するものとする。
- c) 本役務終了時には、整理・清掃を確実に行わなければならない。
- d) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は契約担当者等及び駐屯地管理者との調整により所要の手続きをとるものとする。

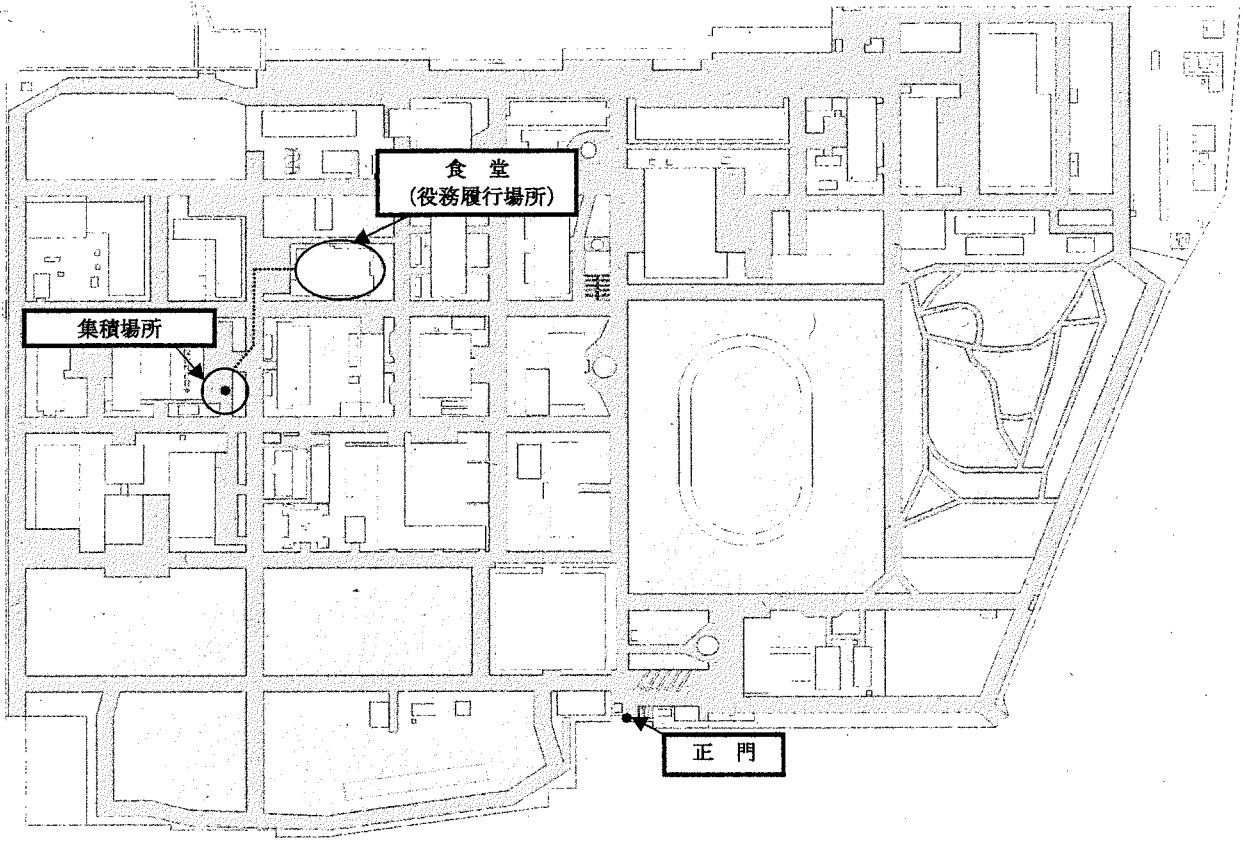


図-1 撤去器材・集積場所

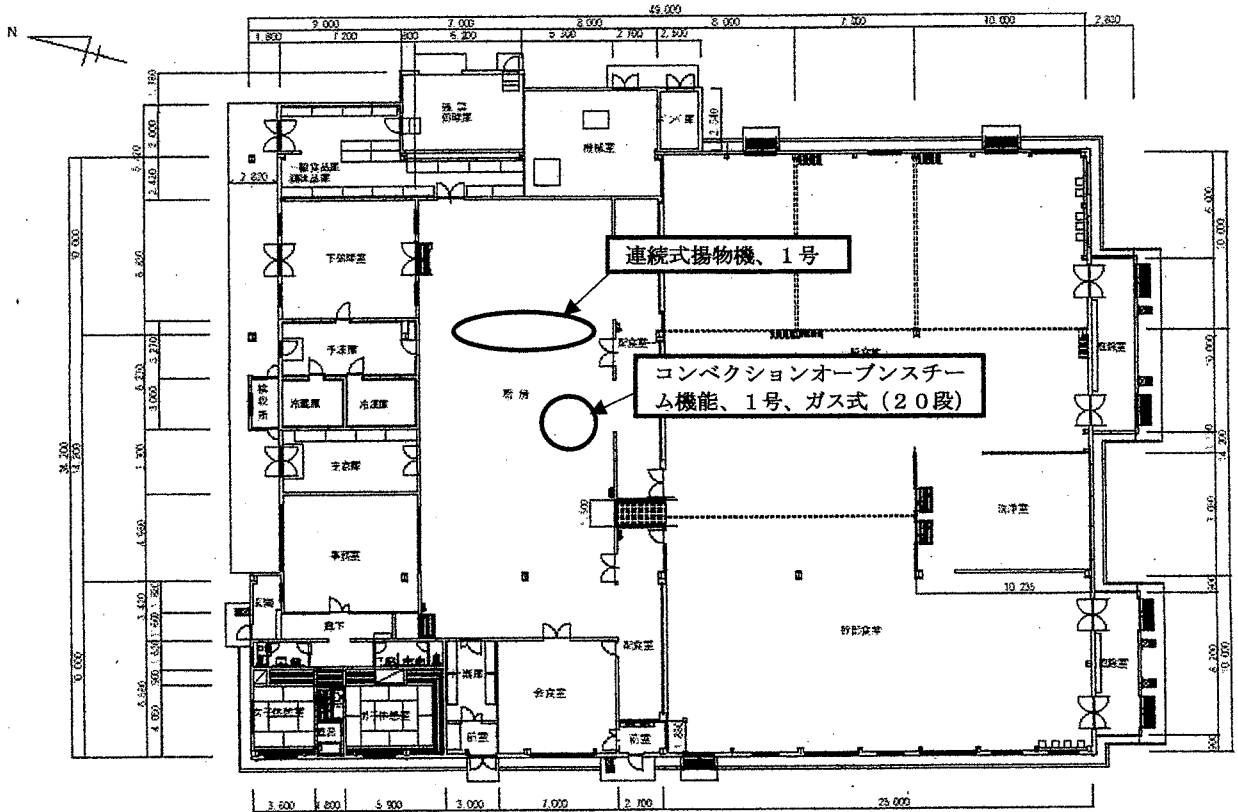


図-2 据付場所